

2028年3月31日以後終了連結会計年度から適用へ

継続企業に関する 会計基準案の内容が明らかに

企業会計基準委員会（ASBJ）が開発している「継続企業に関する会計基準案」等の内容が明らかとなった。日本公認会計士協会が公表している監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」を会計基準に移管することを目的とするもので、これまでの実務を変更するものではない。ただし、ISA570「継続企業」の改訂を踏まえ、日本の監査基準も改訂されることから、決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後1年を経過した日までの期間にわたり継続企業として存続する能力があるかどうかを評価することとされる。この「財務諸表の公表の承認日」とは、後発事象会計基準第6-2項の規定を参照している。適用は、2028年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る財務諸表から将来にわたって適用することとされている。なお、同委員会では、継続企業会計基準案等を10月20日にも正式決定する方針だ。

監基報570の継続企業の前提に関する判断基準を会計基準に

今回の継続企業会計基準案等は、財務会計基準機構（FASF）の企業会計基準諮問会議の提言を踏まえたものであり、日本公認会計士協会が公表している監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」（以下「報告第74号」）の会計に関する部分を移管するものとなっている。報告第74号の内容には、会計基準レベルの内容と適用指針レベルの内容の両方が含まれているため、会計基準と適用指針のセットで公

表する予定だ。

また、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書570「継続企業」（以下「監基報570」）第2項の「企業の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合」という継続企業の前提に関する判断基準を会計基準に取り込んでいる。IAS第1号「財務諸表の表示」第25項と同様の内容であるため、IFRSとのコンバージェンスも図られるとしている。

財務諸表の公表の承認日後1年を経過した日までを評価

では、具体的な会計基準案についてみてみることにしよう。まず、継続企業の前提に関

する評価については、財務諸表の作成にあたって、合理的に入手できるすべての情報を